

## 「名古屋の防火&防災」（第26版）広告掲載マニュアル

### 1 趣旨

このマニュアルは、「名古屋の防火&防災」（第26版）への広告掲載の募集について、名古屋市広告掲載要綱（以下「市要綱」という。）、消防局広告掲載要綱（以下「局要綱」という。）及び消防局広告募集事務処理要領（以下「局要領」という。）に定める事項の他、必要な事項を定めるものとする。

### 2 広告媒体

#### (1) 名称

「名古屋の防火&防災」（第26版）

#### (2) 内容

「名古屋の防火&防災」（第26版）は、防火・防災に関する情報を市民に提供するための総合的な手引書であり、1. 進めよう！防災安心まちづくり運動、2. 自助「地震編」、3. 自助「風水害編」、4. 共助「自主防災組織編」、5. 火災予防編、6. 応急手当編、7. 情報編の7編などを系統別にわかりやすくまとめたものである。

#### (3) 規格

A4判、58ページ（表裏ページ含む）

（「名古屋の防火&防災」（第25版）参考）

※ページ数は決定次第、広告主に通知する。

#### (4) 発行予定部数

32,000冊（予定）

※発行部数は決定次第、広告主に通知する。

#### (5) 発行時期

令和8年6月（予定）

#### (6) 掲載期間

発行から改訂されるまで（概ね1年間）

#### (7) 配付方法等

名古屋市内の消防団及び自主防災会長等に無料で配布する。

### 3 募集する広告枠等

#### (1) 掲載位置

冊子の第三表紙（裏表紙の裏側ページ）上・中・下段

#### (2) 広告枠の寸法

天地100mm、左右180mmとする。

#### (3) 募集広告枠数

最大3枠

(4) 広告掲載料  
100,000円（税抜き）以上／枠

(5) その他  
色数は4色とする。

広告欄に、申込者の連絡先（所在地、電話番号等）を記載すること。

また、広告の欄外には、広告である旨及び「この広告は名古屋市が推奨するものではありません。広告内容に関する質問は、広告に掲載された連絡先にお問合わせください。」と表示するものとする。

#### 4 広告の範囲

局要綱第3条に該当するものは掲載しない。

#### 5 申込方法

広告掲載を希望する者は、局要領に定める、「広告掲載申込書」（第1号様式）に、掲載を希望する広告デザインを添えて、下の【申込先】まで持参、郵送又は電子メールにて申し込みを行うものとする。

なお、郵送又は電子メールにより送付する場合は、確認のため、事前又は事後に下の【申込先】まで電話により連絡すること。

##### 【申込先】

（住 所）〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

（担当部署）名古屋市消防局消防部消防課地域安全担当

（電話番号）052-972-3543

（メールアドレス）[00chiiki@fd.city.nagoya.lg.jp](mailto:00chiiki@fd.city.nagoya.lg.jp)

##### 【申込締切】

令和8年3月17日（火）正午まで

（郵送の場合は令和8年3月13日（金）必着）

#### 6 広告の選定方法及び掲載手続き

- (1) 申込者が複数の場合は、広告掲載料の額の多寡により、広告掲載者を決定する。ただし、提示金額が同額の場合は抽選により決定する。
- (2) 広告掲載者の決定後、申込者全員に広告掲載申込結果通知書を送付する。
- (3) 広告掲載者は、原稿提出期限（令和8年3月24日（火））までに、消防局消防部消防課まで完全データを提出しなければならない。
- (4) 提出された広告原稿について、消防局において内容を審査し、掲載の可否を決定する。

- (5) 前項の審査を行うにあたり、愛知県警察本部に対し、当該広告に掲載される企業等が「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除措置対象法人等であるか否かの照会を行うことがある。

## 7 その他

- (1) 広告掲載の決定後、広告の内容、デザイン（以下「広告の内容等」という。）が、本マニュアル、市要綱、局要綱及び局要領が守られていないと認められる場合は、期限を定めて広告の内容等の改善を求める。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取り止めることがある。
- ア 指定した期日までに広告掲載料が納付されない場合
  - イ 指定した期日までに広告の原稿が提出されない場合
  - ウ その他名古屋市が不適當であると認める場合
- (3) 広告掲載者は、広告掲載の取り下げを希望する場合には、名古屋市消防局長あてに速やかに書面にて申し出なければならない。この場合、広告料は、原則、返還しない。
- (4) その他、広告掲載に関しては、本市職員の指示に従うこと。